宮城県外国人留学生支援事業費補助金　事業の手引き【R8 年度】

１　事業の目的

介護福祉士資格の取得を目指す意欲のある留学生の県内日本語学校又は県内介護福祉士養成施設における修学期間中の支援を図り、将来当該留学生を介護の専門職として雇用しようとする介護施設等の負担を軽減することで、将来の介護人材の確保を目指す。

２　事業内容

（１）補助対象者

県内に所在する介護サービス事業所、介護施設等

（２）補助対象事業

介護福祉士資格の取得を目指し、介護福祉士養成施設の卒業年度に介護福祉士試験を受験する意志のある留学生に対し、学費や生活費（介護福祉士養成施設に通学中の者においては、左記に加え入学準備金、就労準備金及び介護福祉士試験受験対策費用も対象）を奨学金として貸与又は給付する事業。

（３）対象経費等

項目	1. 対象経費	2. 基準額（外国人留学生1名あたり）		3. 補助率	4. 補助対象期間
日本語学校	県内の日本語学校（卒業後県内の介護福祉養成施設に進学する場合に限る。） 学費及び居住費など ※消費税及び地方消費税を除く	学費（※1）	年 600,000 円以内	3分の1	1年以内（※3）
		居住費などの生活費（※2）	年 360,000 円以内		
介護福祉士養成施設	県内の介護福祉士養成施設 学費及び居住費など ※消費税及び地方消費税を除く	学費（※1）	年 600,000 円以内		正規の修学期間（2～4年）（※3）
		入学準備金	200,000円以内（1回限り）		
		就職準備金	200,000円以内（1回限り）		
		介護福祉士試験受験対策費用	一年度あたり 40,000 円以内		
		居住費などの生活費（※2）	年 360,000 円以内		

※1・・・「学費」と別に設定されている費用（例：施設利用料、実習費等）も含めて給付等が行われている場合であって、知事が必要と判断するものについては、対象経費に含める。

※2・・・民間賃貸住宅の家賃のほか、食費・光熱費等日常生活上で継続的に発生する経費。（学費・介護福祉士試験受験対策費用を除く。）通学等のための交通費等についても、知事が特に必要と判断するものについては、対象経費に含める。

なお、 受入介護施設が現行の補助基準額を超えて介護人材の確保に向け積極的に支援を行った場合に限

り、予算の範囲内において、以下①②のとおり基準額の加算を行うことができる。

① 年額 240,000 円以内の加算

② 入居に係る初期費用等について、該当月に限り、月 50,000 円以内の加算

※3・・・病気等の真にやむを得ないと知事が認める事由により留年した期間中については補助対象期間に含める。
ただし、補助対象期間は最大で4年間とする。

◆ 対象者別申請可能な補助対象経費

	日本語学校在学生	介護福祉士養成施設在学生		
		入学年度	卒業年度	左記以外
学費	○	○	○	○
入学準備金	×	○	×	×
就職準備金	×	×	○	×
国家試験受験対策費用	×	○	○	○
居住費などの生活費	○	○	○	○

◆ 補助対象経緯の具体的な内容

（１） 学費	●対象者の在籍する**日本語学校又は介護福祉士養成施設の学則で定める学費（学生納付金）** ※授業料、教科書・教材費、実習費等 ※ただし、介護福祉士養成施設の学費（学生納付金）のうち入学金については、「入学金準備金」として申請してください。 ※学則に定めのないものについては、対象外です。 ●対象者の在籍する日本語学校又は介護福祉士養成施設指定の教材実習費及びその他の費用 ※学費（学生納付金）とは別途徴収される場合の費用
（２）入学準備金	●対象者の在籍する介護福祉士養成施設の入学金 ※対象者の在籍する**介護福祉士養成施設の学則で定める学費（学生納付金）のうちの入学金**をいいます。 ※学則に定めのないものについては、対象外です。 ※令和８年度に介護福祉士養成施設に入学するために必要な入学準備金を対象とします。 ※対象者一人につき本補助において入学準備金を申請できるのは１回限りです。
（３）就職準備金	**●介護業界を含む福祉業界への就職活動（就職セミナーへの参加等）のために要した参加費用及び交通費** ※アルバイト先への通勤・介護福祉士養成施設への通学のために要した交通費は除く。 ●その他個別の審査で認められるもの ※業務用参考図書購入費、業務用被服費等 ※令和８年度に介護福祉士養成施設を卒業し、令和９年度に就職するために必要な就職準備金を対象とします。 ※対象者一人につき本補助において就職準備金を支給できるのは１回限りです。
（４）国家試験受験対策費用	**●介護福祉士国家試験対策模擬試験の受験費用** **●介護福祉士国家試験受験費用** ※令和８年度の介護福祉士国家試験を受験するために必要な費用を対象とします。
（５）生活費などの居住費	**●民間賃貸住宅の家賃**のほか、**食費・光熱費等日常生活上で継続的に発生する経費** ※アルバイト先への通勤・通学のために要した交通費含む。

※すべての対象経費について、消費税及び地方消費税を除きます。

３　補助金の返還について

事業者が留学生に奨学金を支給したが、日本語学校又は介護福祉士養成施設を中退し、又は卒業後に当該事業者において一定期間介護業務に従事せず、留学生に奨学金の返済を求める場合にあっては、交付要綱様式第７号により返還額のうち補助金分について県に返還しなければならない。

＜具体例1＞　奨学金（学費）として60万円を支給し、県から20万円の補助を受けた場合

【例1】日本語学校又は介護福祉士養成施設を中退し、又は卒業後に当該事業者において介護業務に従事せず、留学生に奨学金の全額返済を求める場合

⇒返済額60万円のうち、県補助金分20万円について県に返還が義務づけられます。

【例2】卒業後に当該事業者において一定期間介護業務に従事せず、留学生に奨学金の一部（30万円）返済を求める場合

⇒返済額30万円のうち、県補助金分10万円について県に返還が義務づけられます。

【例3】卒業後に当該事業者において一定期間介護業務に従事し、奨学金の返済が免除となった場合

⇒県補助金分について県への返還は不要です。

＜具体例2＞　奨学金(生活費)として180万円(60万円×3年間)を支給し、県から36万円（基準額36万円×補助率1/3×3年間）の補助を受けた場合

【例】日本語学校及び介護福祉士養成施設卒業後に、当該事業者から留学生に奨学金の一部である120万円（月2万円×5年間）の返済を求める場合

⇒返済額120万円のうち県補助金分24万円（36万円×120/180）について県に返還が義務付けられます。

○上記例に基づく返還時期について

【例】R5．4～R8．3（在学中）：　留学生への奨学金給付（月5万円×3年間＝180万円）

R8．4～R13．3（卒業後5年間）：　留学生から事業者への返済（月2万円×5年間＝120万円）

R9．4．20：　留学生から事業者へのR8年度における返還（月2万円×1年間＝24万円）がなされた後、県補助金分8万円（24万円×1／3）を様式7号により返還報告と併せ県へ返還。

R10．4．20：　留学生から事業者へのR9年度における返還（月2万円×1年間＝24万円）がなされた後、県補助金分8万円（24万円×1／3）を様式7号により返還報告と併せ県へ返還。

R11．4．20：　留学生から事業者へのR10年度における返還（月2万円×1年間＝24万円）がなされた後、県補助金分8万円（24万円×1／3）を様式7号により返還報告と併せ県へ返還。

※本件（月2万円×5年間＝120万円の返済を求める場合）においては、県への返還・報告は3回（年8万円×3年間＝24万円）行っていただく必要があります。

４　他の制度との併給

外国人留学生が、介護福祉士修学資金貸付事業等、国や県その他公的団体が実施する類似の他制度による貸付等の支援を受けている場合は対象としない。

但し、本事業と他制度が重複しない場合は対象とする。

＜重複しない場合の例＞

【例１】日本語学校修学分について本事業を活用し、日本語学校を卒業後、介護福祉士養成施設修学分に他制度を活用する場合

【例２】介護福祉士修学資金貸付事業で生活費加算を受けず、本事業で介護福祉士養成施設における居住費などの生活費への補助を利用する場合

５　申請手続

補助金の交付を受けようとする事業者は交付要綱第４条に定める申請書（様式第１号）のほか、以下の添付書類を添付し、LoGoフォームにより提出すること。

ア　経費所要額調書（様式１－１）
イ　支出計画書（様式１－２）
ウ　事業計画書（様式１－３）
エ　補助事業に係る収支予算書（見込書）の抄本
オ　納税証明書（県税）
カ　暴力団排除に関する誓約書
キ　奨学金等貸与（給付）規程
ク　在留カードの写し
ケ　該当する留学生が日本語学校又は介護福祉士養成施設に在籍していることが確認できる書類
コ　日本語学校卒業後、介護福祉士養成施設に進学する意思があることが確認できる書類
サ　留学生への貸与（給付）型奨学金の実施を確認できる書類
シ　このほか、必要に応じて、本県から事業者に対して追加資料の提出を求めた場合、当該追加資料

６　実績報告

実績報告に当たっては、交付要綱第７条に定める実績報告書（様式第５号）のほか、以下の書類を添付し、LoGoフォームにより提出すること。なお、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合には、様式第２号により令和９年３月末までに様式第２号により報告すること。

ア　経費所要額精算書（様式５－１）
イ　対象経費の精算額内訳（様式５－２）
ウ　事業実施状況報告書（様式５－３）
エ　補助事業に係る収支決算書（見込書）の抄本
オ　事業実施状況の記録（写真等）
カ　在留カードの写し
キ　外国人留学生へ奨学金等を支給した明細書の写し
ク　口座振込依頼書（指定様式）
ケ　日本語学校又は介護福祉士養成施設を卒業した場合は、そのことを証する当該学校又は養成施設が発行する書類

コ　日本語学校又は介護福祉士養成施設に在籍中の場合は、そのことを証する当該学校又は養成施設が発行する書類

サ　日本語学校又は介護福祉士養成施設を退学・休学している場合は、そのことを証する当該学校又は養成施設が発行する書類

シ　介護福祉士養成施設の修学期間最終年度にあっては、介護福祉士国家試験受験結果

ス　このほか、必要に応じて、本県から事業者に対して追加資料の提出を求めた場合、当該追加資料

7　留意事項

（１）奨学金の貸与（給付）規程について

この補助金の交付を申請する場合は、事業を適正に実施するために奨学金の貸与（給付）規程を定めること。その際は、以下ア～キの要件を明らかにしておかなければならない。

ア　貸付対象（合理性、内部又は外部、特定の属性だけ対象となっていないか等）

イ　法人の手続き（選定方針、承認方法、債権管理、チェック体制等）

ウ　貸与期間

エ　貸与金額

オ　貸与条件

カ　返済に関する事項（返済条件、返済額、返済期間、返済方法等）

キ　返済の免除（※事業者において免除規定を定める場合に限る）

（２）事業者が社会福祉法人である場合の社会福祉法人会計に係る留意点

外国人留学生が介護福祉士養成施設を卒業後に事業者において勤務する予定となっている場合は、「社会福祉法人の認可について」第１の２に規定する公益事業のうち、「ケ　社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等）」に該当するものである。

なお、当該外国人留学生が、事業者において現にアルバイトをしている場合も同様である。

（３）留学生が貸与型奨学金により学費等の経費を支弁しようとする場合の留意事項

この補助金の交付を申請する場合は、「留学生が貸与型奨学金により学費等の経費を支弁しようとする場合の留意事項」（平成３０年３月法務省入国管理局）を十分に参照すること。